



# 税務署からのお知らせ：確定申告はお早めに!!

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、2月17日(月)～3月17日(月)です。

還付申告は、2月14日(金)以前でも税務署で受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)。消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日(月)までです。

## 復興特別所得税が創設されました

平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納税することとされています。復興特別所得税は、平成25年分から平成49年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日～平成49年12月31日の間に生じる所得については、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

## 税理士による無料申告相談

東京税理士会所属の税理士による無料申告相談です。小規模納税者の方や年金受給者の方、給与所得者の方の相談を行っています(ただし、譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談などは税務署でご相談ください)。作成した申告書は、会場でお預かりします。

### 税理士による無料申告相談

場所	防災センター6階
日程	2月10日(月)～14日(金) ※祝日を除く
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分

※受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。  
※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は税務署または有料で税理士にご相談ください。  
※筆記用具、計算器具および前年申告された場合は、申告書の控えなどをお持ちください。  
※申告に必要な添付書類がある場合はお持ちください。  
※お車での来場はご遠慮ください。

## 『にせ税理士』にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書

類の作成および税務相談を、税理士資格のない人が行うことは税理士法によって禁止されています。税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

## 日曜窓口開設

土・日曜日は閉庁日ですが、東村山税務署では、2月23日(日)・3月2日(日)に限り、確定申告書作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います。なお、当日は、国税の領収は行っていません。

## 便利で安心な振替納税のご利用を

確定申告による「所得税及び復興特別所得税」および個人事業者が納付する「消費税及び地方消費税」は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税がご利用になれます。ぜひご利用ください。

平成25年分確定申告書の「所得税及び復興特別所得税」の振替納付日は、4月22日(火)、「消費税及び地方消費税」の振替納付日は4月24日(木)となります。また、電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどからインターネットなどを利用して納付できます。詳しくは、税務署管理運営部門までお問い合わせください。

## パソコンによる確定申告センターのご利用を

東京国税局では、ITを利用した申告を推進するために「確定申告センター」を開設します。

### 確定申告センター

期間	2月6日(木)～3月17日(月)
会場	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階 「アクアプラザ」
最寄り駅から会場まで(徒歩)	丸の内線「西新宿駅」5分 大江戸線「都庁前駅」8分 JR線「新宿駅」10分
時間	午前9時～午後4時 (相談開始:午前9時15分から 申告書提出:午後5時まで)

◇住まいの地域にかかわらずご利用になれます(土・日曜日、祝日は除く)。提出された申告書等は、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付します。  
◇税理士が、パソコンによる「所得税及び復興特別所得税」(譲渡所得を除く)および個人事業者の消費税の申告などの作成におけるアドバイスを行います。パソ

コン操作は、担当者がお手伝いします。  
※外部記録媒体(フロッピーディスクやUSBメモリなど)の使用はできません。  
※お車での来場はご遠慮ください。

### 東村山税務署

〒189-8555 東村山市本町1-20-22  
☎042-394-6811

※東村山税務署では、1月から駐車場が利用できません。お車での来署はご遠慮ください。公共交通機関をご利用願います。

## 確定申告はインターネットで 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

### e-Taxご利用のメリット

- ① 国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接電子申告することができます。
- ② 医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支払金額など)を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)。
- ③ e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。

### 24時間いつでも利用可能!

確定申告書の送信(提出)は、平日の午前8時30分～午前0時、1月14日(火)～3月17日(月)は、祝日などを含めて24時間ご利用になれます。税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができます(メンテナンス時間の毎週月曜日午前0時～8時30分を除く)。

詳しくは、e-Tax HP またはヘルプデスクでご確認ください。  
※e-Taxのご利用には、電子証明書の取得、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

※電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

e-Tax HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

☎ e-Tax ヘルプデスク (☎0570-015901)

■受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日などを除く)

※1月14日(火)～3月17日(月)は、平日に加え2月16日・23日、3月2日・9日・16日の各日曜日の午前9時～午後8時までご利用になれます。

## Q&A パート収入・公的年金収入と税

Q 私にはパート収入のみですが、いくらまでなら税金がかからず、夫の扶養親族になれますか?  
A 給与収入100万円以下なら、所得税も市民税・都民税もかからず、扶養親族の対象となります。給与収入が100万円を超え103万円以下の場合、市民税・都民税はかかる場合がありますが、扶養親族の対象になります。給与収入・公的年金収入の場合は、次のようになります。

### 給与収入のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象
		所得税	住民税	
パート(給与)収入	100万円以下	非課税	非課税	該当
	100万円を超え103万円以下	非課税	課税(※注1)	該当
	103万円を超える	課税(※注2)		非該当

※注1…障害者・寡婦・寡夫・未成年者は2,044,000円未満は非課税  
また扶養親族数により非課税となる場合があります

※注2…控除額が総所得金額等を超える場合は非課税

### 公的年金(雑所得)のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象	
		所得税	住民税		
公的年金収入	65歳未満(昭和24年1月2日以後生まれ)	105万円以下	非課税	非課税	該当
	105万円を超え108万円以下	非課税	課税(※注3)	該当	
		課税(※注5)		非該当	
65歳以上(昭和24年1月1日以前生まれ)	155万円以下	非課税	非課税	該当	
	155万円を超え158万円以下	非課税	課税(※注4)	該当	
	158万円を超える	課税(※注5)		非該当	

※注3…障害者・寡婦・寡夫は2,166,667円以下は非課税  
また扶養親族数により非課税となる場合があります

※注4…障害者・寡婦・寡夫は2,450,000円以下は非課税  
また扶養親族数により非課税となる場合があります

※注5…控除額が総所得金額等を超える場合は非課税

◆市民税課 ☎(☎042-460-9827・9828)